

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和3年（2021年）6月30日付け越監第86号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年8月4日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

#### (1) 収納事務において、売払代金の収納金額に誤りのあるものがあった。

売払代金の計算方法については、契約書の約款に定めがあり、契約単価に数量を乗じて得た金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとされている。

当該売払代金の収納金額を確認したところ、売払代金の計算において、切り捨てるべき端数を切り上げて計算したため過大に収納していたものである。(リサイクルプラザ)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいたきましたことにつきましては、古紙売払代金の収納事務にあたり、契約書の約款の確認が不十分だったため、売払代金の算定に誤りが生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、過誤納金については令和3年5月に還付を完了いたしました。

今後は、契約書の約款を再度確認するよう職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

<b>【指摘事項】</b>
<b>&lt;支出事務&gt;</b> <b>(2) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。</b> 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。 ① 直行直帰の旅行命令において、在勤地から目的地までの旅費額を限度としていなかったため過支給となっていたもの。(廃棄物指導課)
<b>【措置等の内容】</b>
ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和3年5月支給分で精算を完了いたしました。 今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

環境経済部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (2) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 定期券保有区間の減額調整の方法を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。(廃棄物指導課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和3年5月支給分で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。